



受付印

年度 家屋敷課税 事業所課税 に係る課税取消申告書

近江八幡市長 宛

年 月 日提出

近江八幡市内に有しています事務所・事業所・家屋敷については、年1月1日現在、下記のとおりですので、家屋敷等に係る課税の取り消しを申告します。

納税義務者 information form including address, name, birth date, phone number, and reasons for tax cancellation.

\*\*\* 留意事項 \*\*\*

- (1) 賦課期日は1月1日です。よって、1月2日以降に近江八幡市へ転入された場合や家屋の取壊・売却があった場合でも、今年度は課税対象となります。
(2) 家屋敷等課税は、必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。
(3) この申告書の書き方等について、ご不明な点がございましたら近江八幡市役所税務課までお問い合わせください。